

大網白里市福祉有償運送運営協議会次第

日 時 令和5年2月8日（水）

午前10時00分～

場 所 中央公民館 2階会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 高齢者支援課長あいさつ

4. 委員紹介

5. 会長及び副会長の選任について

6. 議 題

(1) 福祉有償運送の必要性について

(2) 特定非営利活動法人 葵の森における福祉有償運送更新登録について

・福祉有償運送に係る変更事項について

7. 閉 会

大網白里市福祉有償運送運営協議会委員名簿

敬称略 順不同

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	城西国際大学 福祉総合学部准教授	林 和歌子	
2	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	平田 伸一	代理 (川野 将充)
3	千葉県東金警察署交通課 課長	荒田 真也	欠 席
4	大網白里市ボランティア連絡協議会 会長	永野 和子	
5	秋葉タクシー有限公司 代表取締役	秋葉 秀太	
6	小湊鐵道株式会社 バス部 次長	西邑 雄一	欠 席
7	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 事務局長	市東 達也	
8	大網白里市福祉事務所 所長	中古 稔	
9	大網白里市企画政策課 課長	飯高 謙一	
10	大網白里市高齢者支援課 課長	鵜澤 康治	

事務局	高齢者支援課 副課長	稻生 靖行	
	高齢者支援班 主 査	片岡 和信	
	〃 副主査	大木 徹也	

(1)福祉有償運送の必要性について(要介護者、身体障害者等の移動制約者の状況)

【介護認定者数】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
R3.11末	256人	422人	345人	447人	406人	368人	280人	2,524人
R4.11末	246人	457人	358人	432人	399人	407人	276人	2,575人

●令和4年11月末現在、介護認定を受けている方は、(2,575人)で、令和3年11月末(2,524人)と比べて51人約2%ほど増加しています。

【在宅サービス利用者数】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要介護 3~5
R3.11末	74人	187人	243人	363人	274人	197人	128人	1,466人	599人
R4.11末	65人	212人	245人	358人	266人	220人	118人	1,484人	604人

●介護認定者のうち在宅サービス利用者は、令和4年11月末現在、1,484人おりますが、その中で介護度が要介護3から要介護5の方は、604人おり、この方々が移動にあたって介護、介助を要すると考えられます。

【身体障害者、療育手帳、精神福祉手帳所持者数】

	身体障害 (身体障害者手帳)	知的障害 (療育手帳)	精神障害 (精神福祉手帳)	計
R3.11末	1,497人	433人	493人	2,423人
R4.11末	1,562人 (うち足が不自由な方 226人)	459人	541人	2,562人

●障害者については、令和4年11月末現在、肢体不自由、知的及び精神障害として手帳の交付を受けている方が、2,562人おり、移動にあたっての制約を受けている状況にあると考えられます。

【福祉タクシー事業指定業者及び車両台数の状況】

	事業所数	車両台数	うち福祉車両
R3.11末	30事業所	76台	36台
R4.11末	32事業所	78台	38台

●令和4年11月末現在において、福祉タクシー事業指定業者として32事業所、車両台数78台(うち福祉車両38台)が運行しています。

【福祉タクシー利用券交付数】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	要介護認定者	計
R3.11末	88人	8人	40人	50人	186人
R4.11末	90人	4人	34人	68人	196人

●令和4年11月末現在、196人の方が福祉タクシー利用券の交付を受けています。

【福祉有償運送実績】 ※葵の森分

(令和3年1月～令和3年12月)

(令和4年1月～令和4年12月)

	稼働日数(日)	運送回数(回)	運送人数(人)	利用会員数(人)		稼働日数(日)	運送回数(回)	運送人数(人)	利用会員数(人)
令和3年1月	8日	8回	4人	11人	令和4年1月	3日	3回	3人	11人
令和3年2月	8日	10回	5人	11人	令和4年2月	1日	1回	1人	11人
令和3年3月	8日	10回	7人	11人	令和4年3月	3日	3回	3人	11人
令和3年4月	11日	14回	6人	11人	令和4年4月	4日	4回	4人	11人
令和3年5月	9日	12回	6人	11人	令和4年5月	2日	2回	2人	11人
令和3年6月	15日	20回	6人	11人	令和4年6月	0日	回	人	11人
令和3年7月	10日	13回	5人	11人	令和4年7月	2日	2回	2人	11人
令和3年8月	3日	3回	3人	11人	令和4年8月	2日	2回	2人	11人
令和3年9月	2日	2回	1人	11人	令和4年9月	2日	2回	2人	11人
令和3年10月	3日	5回	3人	11人	令和4年10月	3日	3回	3人	11人
令和3年11月	3日	3回	2人	11人	令和4年11月	2日	2回	2人	11人
令和3年12月	2日	2回	2人	11人	令和4年12月	0日	回	人	11人
合計	82日	102回	50人		合計	24日	24回	24人	

本市における福祉有償運送は、現在、特定非営利活動法人（葵の森）及びNPO法人（大網お助け隊）2団体で福祉有償運送が実施されています。

※ 表題に「葵の森分」を追記しました。

特定非営利活動法人 葵の森における福祉有償運送の内容

	福祉有償運送ガイドブック	葵の森
運送の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人のほか、公益法人、農業共同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人 葵の森
運送の区域	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地または着地のいずれかが運送の区域内であることを要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山武郡、長生郡、東金市、茂原市、山武市の範囲で行いますが、発着地のいずれかが大網白里市であることを原則とします。
旅客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添い人とする。 ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員制（利用会員） ・ 利用会員は、大網白里市内に住所を有し、あらかじめ登録した会員及び介助者とし、以下に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な者とする。 ① 身体障害者福祉法第4条にいう身体障害者 ② 介護保険法第19条第1項にいう要介護認定を受けている者及び第2項にいう要支援認定を受けている者 ④ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害により単独での移動が困難な者。 ・ 介助を必要とする利用者の場合、付添人の同乗を認めますが、付添人は原則として家屋及び介助者としません。
運送の対価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送法施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲であることなどが求められている。具体的には、次の①～④に掲げる基準を目安とする。 ① 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内。 ② 運送の対価以外の対価については、実費の範囲内。 ③ 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 走行距離1キロ当たり50円になります。（1キロ未満は切り上げとします。） ② 利用時間は30分当たり470円、30分を超える場合は、15分増すごとに240円を加算します。なお、30分未満、15分未満は切り上げ計算します。
運送の対価	<ul style="list-style-type: none"> ④ 運送の対価を距離制または時間制で定める場合、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎者回送料金を加えた合計金額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎者回送料金を併せて徴収してはならない。 ・ 運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めることが必要。 ※ 会員になったときの入会金、年会費、月会費など、団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則として対価に含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用経費については、時間数と距離数のカウント起点を葵の森（おでかけキャブでんでんむし）から利用会員が指定する場所、目的地、又は利用者宅に戻るまでを通算する通算する。 ① 時間については、葵の森から利用会員が指定した場所を経由して目的地まで、または目的地から利用者が指定した場所を経由して葵の森に戻るまでの距離を通算する。 ② サービスの提供時間が30分を越えたときは、以降15分単位で算定する。15分未満は15分として算定する。 ③ 走行距離は、葵の森から利用会員が指定した場所を経由して目的地まで、または目的地から利用者が指定した場所を経由して葵の森に戻るまでの距離を通算する。 ④ 有料道路料金等、必要経費が生じたときは、利用者が負担するものとします。 ⑤ 営業日・営業時間外の利用については、5割増しの料金とします。 ・ 利用会員は、会費年額 3,000円とします。
使用できる自動車の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車定員11人未満のもので次のとおり。 ① 福祉自動車 ・ 寝台車……車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車。 ・ 車いす車……車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープまたはリフト付きの自動車。 ・ 兼用車……ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉自動車…2台

	福祉有償運送ガイドブック	葵の森
	<ul style="list-style-type: none"> 回転シート車…回転シート（リフトアップシート含む）を備える自動車。 ② セダン等…自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車…1台
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければならない。 ① 福祉自動車 イ 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者。 ロ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者 	<ul style="list-style-type: none"> 協会会員は、普通第2種免許を有する者。有しないときは、過去3年間重大な過失事故及び違反をしていない者。 運転歴5年以上で、過去3年間運転免許停止処分を受けていないこと。 普通第2種免許を有する者であること。または、普通第1種免許の者で、国土交通大臣認定のが認定するセダン等の福祉有償運送運転者講習を修了した者。 4人…4名が1種、上記講習を修了済み。2人がヘルパー2級取得者。
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> i) 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。 ii) (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること。 ② セダン型 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（またはいずれかの要件を備える者の乗務） イ 介護福祉士 ロ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。 ハ ① ロ ii の研修を修了していること。 ニ 訪問介護員など 	
損害賠償措置	<p>次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの ② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの ③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと ④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと ⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること 	対人保険、対物保険…無制限
運行管理の体制	運送者は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。	整備済み
整備管理の体制	運送者は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。	整備済み
事故時の連絡体制	運送者は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。	整備済み
苦情処理体制	運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。	整備済み
利用時間		<ul style="list-style-type: none"> 月～土 9時～18時 ※ 日曜日、祝祭日、8月13日～8月15日、12月30日～1月4日を除く。 ※ 理事長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関を利用するとき。 ② 公的機関を利用するなど。 ③ 日常生活に必要な買物など ④ 社会福祉施設等への入退所又はイベント参加など。 ⑤ 社会的行事、冠婚葬祭への参加など その他、サービスの提供犯緒を超えるような場合は、理事長の判断とします。

利用料金改定について
(距離制・時間制併用)

	令和2年協議決定
距離制	1 kmあたり50円
時間制	30分あたり470円 30分以降、 15分あたり240円

使用する自動車の車両台数について

	令和2年協議決定
車両台数	福祉車両 2台 セダン型車両 1台

運転者について

	変更前	変更後
運転者の要件	4名	
	2種免許所持 1名	2種免許所持 0名
	ヘルパー2級所持 2名	
	1種免許所持者のうち福祉有償運転者講習及びセダン等運転者講習受講者 3名	1種免許所持者のうち福祉有償運転者講習及びセダン等運転者講習受講者 4名

資料4

【タクシー運賃と運送の対価の比較表】

実車 キロ	タクシー 運賃	タクシー 運賃の 2分の1
1km	500円	250円
2km	800円	400円
3km	1,200円	600円
∫	∫	∫
5km	1,900円	950円
∫	∫	∫
10km	3,800円	1,900円

迎車 距離	距離分	時間分	葵の森 運送の (合計)	※30分を超 えた場合、 (240円)加 算する。
1km	50円	470円	520円	
2km	100円	470円	570円	
3km	150円	470円	620円	
∫	∫	∫	∫	
5km	250円	470円	720円	
∫	∫	∫	∫	
10km	500円	470	970円	240円

◎タクシー料金算出根拠

初乗運賃 1,270mまで500円

加算運賃 以後272mごとに100円

時間距離併用制運賃 1分40秒ごとに100円加

◎葵の森福祉有償運送

距離分:1kmあたり50円

時間分:30分まで470円

以後、15分ごとに240円

時間、距離併用制

【葵の森料金計算パターンイメージ図】

・パターン1
行き



① 50円/km × 5km=250円(迎車)
 ② 50円/km × 5km=250円(実車)
 ③ 470円/30分(以内)
 250円+250円+470円=970円
 ① ② ③

・パターン2
行き



① 50円/km × 5km=250円(迎車)
 ② 50円/km × 10km=500円(実車)
 ③ 470円/30分(以内)
 250円+500円+470円=1,220円
 ① ② ③

帰り



① 50円/km × 5km=250円(迎車)
 ② 50円/km × 5km=250円(実車)
 ③ 470円/30分(以内)
 250円+250円+470円=970円
 ① ② ③

帰り



① 50円/km × 10km=500円(迎車)
 ② 50円/km × 10km=500円(実車)
 ③ 470円/30分+240円/15分(以内)=710円(時間)
 500円+500円+710円=1,710円
 ① ② ③